

中野市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の企業等の人材確保並びに若者の移住及び定住の促進を図るため、市内の企業等に就職して奨学金の返還を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 市内に本店又は主たる事務所を有する法人（国、地方公共団体及び公共法人を除く。）
- (2) 就職 雇用期間の定めのない就職であって、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する通常の労働者をいう。）と同等の労働契約を締結し、かつ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）に該当するものをいう。
- (3) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

イ 都道府県及び市町村の奨学金

ウ 厚生労働省の技能者育成資金融資制度

エ その他市長が特に必要と認める奨学金

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、市内の企業等に就職する移住者及び定住者の増加とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日以降に市内の企業等に就職したこと。

- (2) 大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校、専門職大学又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する大学校をいう。）在学中に奨学金の貸与を受けた者で、自ら奨学金を返還していること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の3月31日において、年齢が30歳未満の者であること。
- (4) 補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、市内に住所を有する者で、5年以上定住する意思があること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 中野市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象経費、補助率等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
申請日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間において、交付対象者が奨学金を返還した額（繰上による返還は除く。） ただし、他の制度等による奨学金の返還支援を受けた場合は、補助対象経費からその額を減じた額とする。	2分の1以内	1月当たり1万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付対象者が市内の企業等に就職した日の属する月又は奨学金の返還開始日が属する月のいずれか遅い月から起算して60月を上限に、当該奨学金の返還が完了するまでの間とする。

（補助金交付の申請及び請求）

第7条 規則第3条の申請書及び規則第13条の交付請求は、中野市奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 在職証明書（様式第2号）
- (2) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (3) 他の返還支援を受けたことを証する書類（他の返還支援を受けた者のみ）
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書兼請求書は、毎年1月1日から2月末日までに、市長に提出しなければならない。

4 前条に規定する補助対象期間内に、第4条第1号に規定する要件を満たさなくなったことにより補助金の交付を受けることができなくなった者が、新たに同条各号の要件を満たし交付対象者となった場合は、当該補助対象期間の上限から既に交付を受けた補助金の交付期間を除く残期間について、補助金の交付を申請することができる。

（調査等）

第8条 市長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、調査を行い、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（実績報告等）

第9条 規則第10条の実績報告書は、第7条の申請書兼請求書の提出を持って、報告があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに代えるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 7 条関係）

中野市奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
名 称
電 話

中野市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請及び請求します。

住民となった日	年 月 日	
就職先	企業名	
	所在地	
	就職年月日	年 月 日
奨学金	☐ 日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金 ☐ 都道府県及び市町村の奨学金 ☐ 厚生労働省の技能者育成資金融資制度 ☐ その他奨学金（ ）	
貸与総額	円	
奨学金返還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
奨学金返還開始日	年 月 日	
奨学金返還実績	円	
交付申請額	円	

添付書類

- 1 在職証明書（様式第 2 号）
- 2 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- 3 他の返還支援を受けたことを証する書類（該当者のみ）
- 4 誓約書（様式第 3 号）
- 5 その他市長が必要と認める書類

振込先

金融機関名		店 舗 名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第 2 号（第 7 条関係）

在職証明書

被雇用者	氏 名	
	住 所	
勤務地	事業所名	
	所在地	
	電話番号	
就職年月日	年 月 日	
雇用形態	期間の定めのない雇用であって、1 週間の所定労働時間が正規雇用と同等の労働契約を締結し、かつ雇用保険法の一般被保険者であり、所定労働時間が週30時間以上での雇用	
備考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

雇用主	所 在 地 事業所名 代表者名 電話番号 印
	中野市内に本店又は主たる事務所を有している。 （該当に ☒ チェック） ☐ 該当する ☐ 該当しない
	雇用主による被雇用者に対する奨学金の支援制度 ☐ 支援制度なし ☐ 手当として支給している ☐ 直接送金（代理返還）している

誓約書

中野市奨学金返還支援事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 中野市の住民として 5 年以上居住する意思があります。
- 2 市税に滞納はありません。
- 3 暴力団員ではなく、又は暴力団員と密接な関係を持っていません。
- 4 申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
- 5 審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名